

京都市個人市民税の控除対象となる特定非営利活動法人に対する寄附金を定める条例（平成25年5月31日京都市条例第 1 号）（文化市民局地域自治推進室）

次の表に掲げる特定非営利活動法人に対する当該特定非営利活動法人が行う特定非営利活動に係る事業に関連する寄附金は、住民の福祉の増進に寄与するものであることから、地方税法第314条の7第1項第4号の規定に基づき、当該寄附金を個人の市民税の税額控除の対象とすることとしました。

| 名 称             | 主たる事務所の所在地        |
|-----------------|-------------------|
| 特定非営利活動法人ノンラベル  | 京都市南区久世川原町115番地   |
| 特定非営利活動法人古材文化の会 | 京都市東山区本町十七丁目354番地 |

この条例は、平成25年5月31日から施行することとしました。

京都市個人市民税の控除対象となる特定非営利活動法人に対する寄附金を定める条例を公布する。

平成25年5月31日

京都市長 門川 大作

京都市条例第 1 号

京都市個人市民税の控除対象となる特定非営利活動法人に対する寄附金を定める条例

地方税法第314条の7第1項第4号に規定する寄附金は、次の表に掲げる特定非営利活動法人（特定非営利活動促進法第2条第2項に規定する特定非営利活動法人をいう。）が行う特定非営利活動（同条第1項に規定する特定非営利活動をいう。）に係る事業に関連する寄附金とする。

| 名 称             | 主たる事務所の所在地        |
|-----------------|-------------------|
| 特定非営利活動法人ノンラベル  | 京都市南区久世川原町115番地   |
| 特定非営利活動法人古材文化の会 | 京都市東山区本町十七丁目354番地 |

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（文化市民局地域自治推進室）